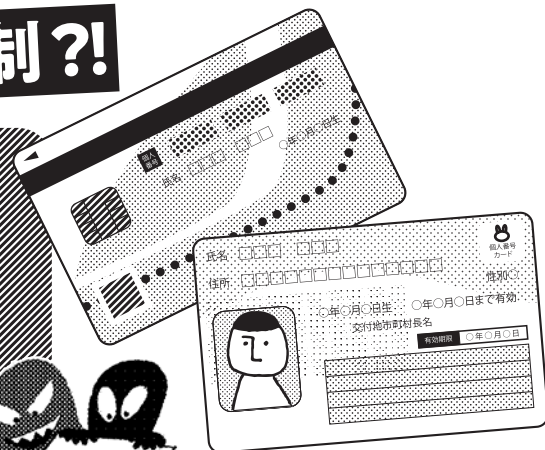


なぜ、公務員に事実上の強制?!

マイナンバーカード 「持たない権利」 を守ろう!



普及すすまない

マイナンバーカード、焦る政府

2015年、マイナンバー※1（裏面）制度が始まりましたが、現在のマイナンバー・カード※2の普及率はわずか13.3%。焦る政府は、2019年6月4日開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議で、「国家公務員及び地方公務員等については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する」方針を掲げました。

総務省による人権侵害!

強引なカード取得「推進」

これを受け総務省は、職員や被扶養者を対象に①パソコン、スマートフォンを利用した申請でカードを取得するよう勧奨、②各共済組合が氏名・住所等を印字した申請書を一括印刷、8~9月ごろから職場を通じ一斉に配布し、被扶養者分と併せて記入の上提出させ職場単位で取りまとめて、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に郵送するよう求める、などの通知を出しました。加えて、今後数度にわたり被扶養者を含め申請・取得状況を調査するとしています。

共済組合の所有する個人情報を本人の同意を得ることなしに流用して申請書の一括作成をさせ、また任意であるはずのカード取得の申請・取得状況を調査することは、内心の自由を脅かす人権侵害であり許されるものではありません。加えて、職場を通じた配布・回収や、未申請者には適宜勧奨するとしており、職員への大きな圧力です。

共済組合員だけではない

非常勤職員・

入庁前の新採職員にも「勧奨」

さらに通知では、「勧奨」の対象は一部事務組合・独立行政法人職員、共済組合に加入していない非常勤職員、入庁前の新採職員にもわたっています。特に非常勤職員や新採職員については、次年度の任用や採用への不安から、申請を拒めないことになるのではないのでしょうか。

「健康保険証との一体化」

のために?

政府は、2021年3月から予定している「マイナンバーカードの健康保険証利用を着実にすすめる」ことを取得推進の理由としています。これは、マイナンバーカードに健康保険の情報を載せ、これを使って医療機関の窓口で資格確認をするというのですが、従来通りの保険証を使っただけでも受診も可能であり、急いでカードを作る必要は全くありません。

法律でも、マイナンバーカードの 申請義務はありません

自治労連本部は7月23日に緊急に総務省要請を行い、共済組合からの個人情報提供や、職場を通じた申請書の配布・回収、申請・取得状況調査の撤回を求めました。

また下記の点等を確認しました。

- ① 今回の通知は、あくまで「勧奨」であり、強制する意図はない。
- ② 法律でも、マイナンバーカードの申請義務はない。
- ③ 申請しないことによる不利益扱いは、あってはならない。

各単組で事実上の強制にさせないとりくみをすすめるとともに、各職場でもこの問題を話し合しましょう。

- マイナンバーカードを申請するかどうかは、個人の自由です。
- 労働組合は、「マイナンバーカードを作らない権利」を守ります。

 **自治労連**

日本自治体労働組合総連合

東京都文京区大塚 4-10-7 自治労連会館

TEL 03(5978)3580

FAX 03(5978)3588

URL <https://www.jichiroren.jp>

E-mail jichiroren@jichiroren.jp





Q&A



(参考：日本弁護士連合会「マイナンバーって何?」)

Q1 なぜ、マイナンバー制度が つくられたの?

A 目的は、個人情報の集中管理

政府は、「役所にある住民情報をより正確かつ効率的に活用できるように」するためと、説明しています。現在、マイナンバーは、税・社会保障・災害対策に用途が限られていますが、政府や経済界はこれを拡大していこうとしています。マイナンバーにより個人情報を集中管理することにより、社会保障給付の削減や国民監視を狙っているのです。

Q3 マイナンバーカードは 作らないといけないの?

A 法律上もカード取得は 義務ではありません

マイナンバー附番は拒否できませんが、マイナンバーカードは本人の「申請により」取得と、法律でも規定されています。現在の取得率は13%台に留まり、また内閣府調査でも「取得していないし、今後も取得する予定はない」が53%を占めています。

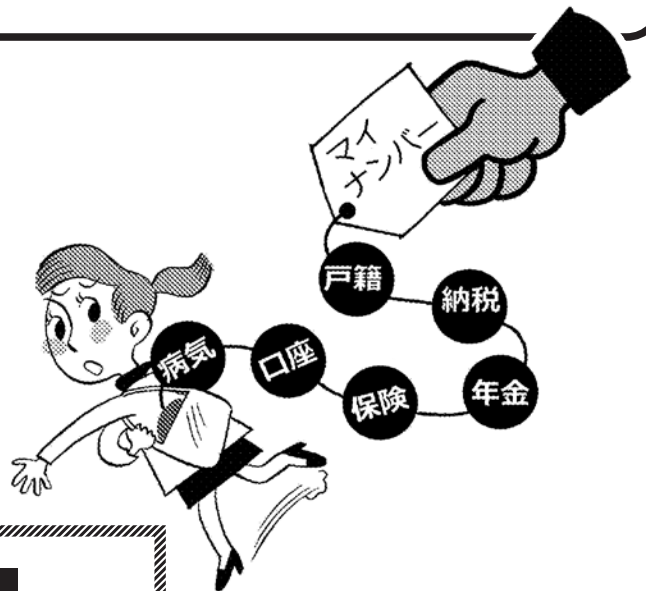
行政手続きで必要なのは、あくまで「マイナンバー」の証明であり、それには、**通知カード**※3と本人確認資料(運転免許証など)があれば足り、カードが無くても全く差支えありません。

マイナンバーカードには、マイナンバーはじめ個人の住所・氏名・生年月日・顔写真が登載されており、紛失・盗難による情報漏洩の危険が極めて高いものです。ましてや職員証などと一緒にして、持ち歩かなくてはならないようにするなど論外です。

Q2 マイナンバー制度で プライバシーは守られるの?

A 今でも、情報漏えいが多発

情報が集中管理されるということは、政府に国民一人一人の個人情報が筒抜けということです。また仮にデータが漏洩した場合は、被害も大きくなります。政府は、さまざまな対策でセキュリティは問題ないと宣伝しています。しかし、悪意を持って個人情報を盗もうとする企みは防げないことや現実にはデータ管理に穴が生じることは、この間の様々な情報流出事件が示しています。自治労連は、こうしたことからマイナンバー制度自体に反対してきました。



そもそも…それって何?

※1 「**マイナンバー**」…正式名称は「個人番号」。市区町村の住民基本台帳に登録されている人全員に強制的につけられる12桁の番号で、原則として生涯不変。

※2 「**マイナンバーカード**」…顔写真つきで、氏名・住所、生年月日、性別、マイナンバーが書かれているICカード。ICチップ内に搭載された「電子証明書」により、オンラインで本人確認が可能。カードに記載されたチップの空き領域に、様々な個人情報を蓄積できる。

※3 「**通知カード**」…マイナンバー制度発足時に、住んでいる自治体から送られている、マイナンバーをお知らせする紙製カード。

自治労連
日本自治体労働組合総連合

東京都文京区大塚 4-10-7 自治労連会館
TEL 03(5978)3580
FAX 03(5978)3588
URL <https://www.jichiroren.jp>
E-mail jichiroren@jichiroren.jp

